

仕様書

1. 業務名

瀬戸内の酒調査業務

2. 実施時期

契約締結の日～平成 29 年 3 月 24 日（金）

3. 目的

海外において瀬戸内の酒の情報発信、プロモーションを実施していくために必要な、瀬戸内 7 県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）の酒資産の調査業務を委託するものである。

4. 業務内容

瀬戸内の酒資産の調査手法の企画、調査実施、データベース構築、分析の一切の業務。

(1) 仕様

瀬戸内 7 県に所在の酒蔵 80 軒（社）以上にヒアリングをして、瀬戸内の酒を海外で情報発信、プロモーションするために必要なデータ（所在地、生産規模、水質、原料米、代表酒、輸出の意向、酒蔵見学の可否等）を収集する調査を行うこと。詳細は以下のとおりとする。

- ・調査手法、調査内容、その他必要なものについて、具体的に提案すること。
- ・データベース構築については、そのフォームをサンプル例として企画提案書に記載すること。
- ・次年度以降の海外プロモーションに協力いただける意欲のある事業者の発掘に係る調査方法や、せとうち観光推進機構が実施する場合の効果的な海外プロモーション案、販路開拓方策案を具体的に提案すること。

なお、実際の調査内容、データベースのフォームに関しては、せとうち観光推進機構と協議のうえ、決定する。

5. 報告書の提出

- (1) 提出物 調査報告書（A4版）5部
電子データ保存ファイル（CD-ROMに保存したもの）2枚
- (2) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限 平成 29 年 3 月 24 日（金）

6. その他

(1) 本業務の支払条件

成果品を提出し、完了検査終了後、適法な請求書を受理して 30 日以内。

(2) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、一般社団法人せとうち観光推進機構との連絡協議を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。

(3) 業務の実施に伴い知り得た一般社団法人せとうち観光推進機構及び関係機関の機密情報を第三者に漏らさないこと。

(4) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は、業務を完了する見込みがないときは契約を解除して損害賠償させる場合がある。